

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について

1 概要

■新制度の実施に伴う認可基準に関して、本市が新たに条例で認可基準（設備及び運営に関する基準）を定める必要がある。

■家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業をいう。以下同じ。）では、保育需要の増大に機動的に対応できるよう、客観的な認可基準に適合することを求める。

①社会福祉法人・学校法人以外の者に対しては、経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識経験に関する要件を満たすことを求める。

②その上で、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、市町村が認可することとしている（保育所に関する認可制度と同様）。

■家庭的保育事業等の認可基準は、国が定める基準を踏まえ、市町村が条例として定める必要がある。

■国が定める基準において、「従うべき基準」「参酌すべき基準」は次のとおり。

従うべき基準	参酌すべき基準
○職員の資格、員数 ○乳幼児の適切な処遇の確保、安全の確保、秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するもの	左記以外のもの

■事業の種類

類型	特徴	現行事業																										
家庭的保育事業	<ul style="list-style-type: none"> 定員 5 名以下（0～2 歳児） 家庭保育福祉員＋補助者（研修受講済み） 職員配置 3：1（5：2 福祉員と補助者） 	保育ママ																										
小規模保育	A型	認定保育園（認可外） 市内 6 園 うち 1 園 H27 認定 2 園 H27 移行型 1 園 H27 小規模 A																										
	B型																											
	C型																											
事業所内保育	<ul style="list-style-type: none"> 事業所の従業員の子ども（従業員枠）＋地域の保育を必要とする子ども（地域枠）から成り、地域枠部分が利用調整の対象 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>利用定員数</th> <th>その他の乳児又は幼児の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1～5 人</td><td>1 人</td></tr> <tr><td>6 人～7 人</td><td>2 人</td></tr> <tr><td>8 人～10 人</td><td>3 人</td></tr> <tr><td>11 人～15 人</td><td>4 人</td></tr> <tr><td>16 人～20 人</td><td>5 人</td></tr> <tr><td>21 人～25 人</td><td>6 人</td></tr> <tr><td>26 人～30 人</td><td>7 人</td></tr> <tr><td>31 人～40 人</td><td>10 人</td></tr> <tr><td>41 人～50 人</td><td>12 人</td></tr> <tr><td>51 人～60 人</td><td>15 人</td></tr> <tr><td>61 人～70 人</td><td>20 人</td></tr> <tr><td>71 人以上</td><td>20 人</td></tr> </tbody> </table>	利用定員数	その他の乳児又は幼児の数	1～5 人	1 人	6 人～7 人	2 人	8 人～10 人	3 人	11 人～15 人	4 人	16 人～20 人	5 人	21 人～25 人	6 人	26 人～30 人	7 人	31 人～40 人	10 人	41 人～50 人	12 人	51 人～60 人	15 人	61 人～70 人	20 人	71 人以上	20 人	事業所内保育 3 ヶ所 ・神奈川病院 28 (30) 人 ・鶴巻温泉病院 57 (85) 人 ・秦野赤十字病院 10 (38) 人 人数は、H25.4.1 () は定員
利用定員数	その他の乳児又は幼児の数																											
1～5 人	1 人																											
6 人～7 人	2 人																											
8 人～10 人	3 人																											
11 人～15 人	4 人																											
16 人～20 人	5 人																											
21 人～25 人	6 人																											
26 人～30 人	7 人																											
31 人～40 人	10 人																											
41 人～50 人	12 人																											
51 人～60 人	15 人																											
61 人～70 人	20 人																											
71 人以上	20 人																											
居宅訪問型保育	<ul style="list-style-type: none"> 保育を必要とする子どもの居宅で実施 職員配置 1：1 	無し																										

2 許可基準の具体的な各項目について

(1) 職員数・資格要件 ※従うべき基準

国の方針案	家庭的保育事業	小規模保育事業			事業所内保育事業	居宅訪問型保育事業
		A型	B型	C型		
職員数	0～2 歳児 3 : 1 補助者を置く場合 5 : 2	0 歳児 3 : 1 1・2 歳児 6 : 1 +1名		0～2 歳児 3 : 1 補助者を置く場合 5 : 2	定員 20 名以上 保育所と同様 定員 19 名以下 小規模保育 A、B 型と同様	0～2 歳児 1 : 1
保育従事者	家庭的保育者 (+家庭的保育補助者)	保育士	保育士 1/2 以上 (保育士以外には 必要な研修を実施)	家庭的保育者 (+家庭的保育補助者)		必要な研修を終了し、保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者

(2) 給食（自園調理） ※従うべき基準

	家庭的保育事業	小規模保育事業			事業所内保育事業	居宅訪問型保育事業
		A型	B型	C型		
給食	自園調理（※1）連携施設からの搬入可					—
設備	調理設備			定員 20 名以上 調理室 定員 19 名以下 調理設備	—	
職員	調理員（※2）				—	

※1 現在自園調理を行っていない事業から移行する場合は、平成 31 年度末までの間に体制を整える前提で経過措置あり

※2 連携施設等からの搬入を行う場合は不要

《本市の対応案》

- ・家庭保育福祉員（保育ママ）では、弁当持参としている。調理設備はあるので、自園調理を基本とするが、平成 27 年 4 月からの開始は難しいので、経過措置を活用し順次移行していきたい。
- ・家庭的保育事業いわゆる保育ママは、保育する子どもが 3 人以下の場合、家庭的保育補助者が調理員を担当することができる。（事業者向けよくある質問第 2 版）

(3) 設備・面積基準 ※参酌すべき基準

国の方針案	家庭的保育事業	小規模保育事業			事業所内保育事業	居宅訪問型保育事業
		A型	B型	C型		
設備	居室	保育を行う専用居室	0・1 歳児 乳児室又はほふく室、2 歳児 保育室			—
	屋外遊戯場	適当な広さの庭 ※代替地可	屋外遊戯場 ※付近の代替地可			—
面積	居室	1 人 3.3 m ² (部屋自体は 9.9 m ² 必要)	乳児室／ほふく室 1 人 3.3 m 保育室 1 人 1.98 m	乳児室／ほふく室／ 保育室 1 人 3.3 m	定員 20 名以上保育所と同様 定員 19 名以下 小規模保育 A、B 型と同様	—
	屋外遊戯場	1 人 3.3 m ² (2 歳児)				—
	耐火基準	設定無し	保育室等を 2 階以上とする場合は、耐火又は準耐火建築物であること			—
	避難階段	設定無し	認可保育所と同様に保育室が所在する階数に応じて定められた仕様の階段が 2 か所以上必要（ただし、2,3 階の避難用屋内階段のみ認可保育所と基準が異なる）			—

《本市の対応案》

- ・家庭的保育事業においては、定員 5 人以下で保育の実施場所が、居宅等であることから、国基準では、耐火基準及び避難階段について規定がないが、子どもの安全の確保のため、保育室を 2 階以上に設ける場合は、小規模型保育事業に準じた 2 階の基準を適用したい。また、経過措置の活用も検討したい。

【小規模保育事業 C 型】 常用及び避難用でそれぞれ一つ以上

階	構造	区分	施設又は設備
2 階	耐火又は準耐火	常用	屋内階段、屋外階段
		避難用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築基準法施行令 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 ・ 退避上有効なバルコニー ・ 建築基準法第 2 条第 7 号の 2 に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ・ 屋外階段

【家庭的保育事業の防災関係基準】

- ・ 火災報知器及び消火器を設置する。
- ・ 消火訓練及び避難訓練を定期的実施する。
- ・ 家庭的保育事業においては、保育する子どもが 3 人以下の場合、国基準では保育従事者は 1 人とされるが、安全確保のためにも、保育補助者を含め、最低 2 人必要ではないか、意見を聞きたい。(職員配置)

(4) 連携施設等 ※従うべき基準

国の方針案	家庭的保育事業	小規模保育事業			事業所内保育事業	居宅訪問型保育事業
		A 型	B 型	C 型		
連携施設	連携施設の設定が必要 (※1)				定員 19 名以下の場合は、連携施設の設定が必要	一律には求めない。(※2)
嘱託医	自ら確保する場合、連携は不要 (連携施設の嘱託医に対して、連携を介して委嘱することも可能)					

※1 平成 31 年度末までの間、一定の措置を講じた上で、連携施設の設定を求めないことができる(経過措置)。

※2 障害や疾病のある子どもの個別ケアを行う場合には、バックアップ等の設定を必ず求める。(その際の施設種別は市が指定)

■連携施設が担う役割

- ①保育内容の支援 給食に関する支援、園庭解放、合同保育、後方支援、行事への参加等
- ②卒園後の受け皿 受け皿対象となる施設に関するルールは、地域の必要性に応じて、市町村が定める。

■連携のあり方・情報公開

- ・ 必ずしも 1 : 1 の関係ではなく、1 : 複数、複数 : 1、複数 : 複数も認める。
- ・ 特に経費が必要となったり、確実な履行が担保されるべき事項(給食の連携施設からの外部搬入、合同での嘱託医健診、卒園後の受け皿として連携施設に優先的な利用枠を設ける場合)は、協定書等の締結を求める。
- ・ 協定書等を締結した場合は、どこどこが連携関係にあるのか明示する(情報公開の対象事項)。
- ・ その他の場合においても連携施設であることを明確にした上で明示することが可能。

《本市の対応案》

- ・ 平成 27 年の制度開始当初から、すべての地域型保育給付対象施設に対する連携施設の設定が困難であることから、経過措置を設けることとする。